

奈良県公共交通条例をここに公布する。

奈良県公共交通条例

奈良県の公共交通は、奈良盆地を中心に路線バス及び鉄道により整備され、山間では特にバス路線が重要な役割を果たしている。

近年、奈良県においては、急速に進展する少子高齢化、人口減少、過疎化、多様な生活様式の追求による自家用自動車への依存の高まりなどを背景とする公共交通利用者の減少により、公共交通の維持が困難になりつつある。

この状況は、今後も継続すると見込まれること並びに日常生活及び社会生活を営むうえで、路線バス、鉄道、市町村が運営するコミュニティバスなどの公共交通を必要とする県民及び来訪者が増加することが見込まれることから、公共交通を利用した移動環境の確保が課題となっている。

このため、道路環境及び自然環境に配慮しつつ、過度に自家用自動車に依存することのない社会及び地域の実情に適合した公共交通により円滑に移動することのできる持続可能な社会を実現することにより、県民及び来訪者の日常生活及び社会生活を確保することが求められている。

全ての県民が健康的で文化的な日常生活及び社会生活を営むため、不便や不自由を感じることのない移動環境の確保を社会インフラと位置付け、県、市町村、公共交通事業者等、県民が相互に連携し、及び協力しながら、公共交通を作り上げていくことが必要となる。

ここに、県が公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、県民の自立した日常生活及び社会生活を確保すること並びに来訪者に便宜を提供することの重要性に鑑み、現在あるべき及び将来に目指すべき公共交通のあり方についての基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町村との連携並びに公共交通事業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共交通により円滑な移動を享受できる持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 公共交通による生活交通を享受できる移動環境の確保は、県民が健康的で文化的な日常生活及び社会生活を営むため必要であることから、必要な施策を総合的かつ計画的に推進することが県の責務である。

2 公共交通に関する施策の推進は、県、市町村、公共交通事業者等、県民が、連携し、及び協働しつつ、行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、県内における公共交通の広域的なネットワークを確保するとともに、市町村が実施する施策又は公共交通事業者等が実施する業務について、必要な助言その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 県は、第一条に規定する目的(以下「目的」という。)の実現のため、市町村、公共交通事業者等及び県民と相互に連携し、協力を得るよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第四条 県は、市町村が、公共交通に関して、その市町村の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施していることに鑑み、市町村との連携に努めるものとする。

(公共交通事業者等の役割)

第五条 公共交通事業者等は、目的の実現に重要な役割を有していることに鑑み、その業務を適切に行うよう務めるとともに、県又は市町村が実施する公共交通に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念についての理解を深め、県又は市町村が実施する公共交通に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県は、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県民及び来訪者と情報を共有し、広く知識と意見を求めるものとする。

(公共交通基本計画)

第七条 知事は、まちづくり、保健、医療、福祉、教育その他の施策との連携及び関連する施策との連携を図りながら、公共交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、公共交通に関する基本的な計画(以下「公共交通基本計画」という。)を定めるものとする。

2 前項に基づく公共交通基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- 一 公共交通に関する施策についての基本的な方針
- 二 公共交通に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 知事は、施策の実施状況及び事業効果の評価を踏まえ、必要に応じ、公共交通基本計画の見直しを行うものとする。

4 知事は、毎年度、公共交通基本計画に基づく施策の実施状況を議会に報告するものとする。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。